# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成20年9月25日

【事業年度】 第5期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

【会社名】株式会社やまねメディカル【英訳名】Yamane Medical Co., Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 山根 洋一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目3番9号

【電話番号】 03 - 5201 - 3995 (代表) 【事務連絡者氏名】 総務部長 小川 峰文

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目3番9号

【電話番号】03 - 5201 - 3995 (代表)【事務連絡者氏名】総務部長 小川 峰文【縦覧に供する場所】株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

### 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出した第5期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

#### 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

### 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

# 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)~(9)記載省略

(訂正後)

(1)~(9)記載省略

### (10) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果しうる環境を整備することを目的とするものであります。

### (11) 剰余金の中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、株主総会の決議によらずに取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として剰余金の中間配当を行うことができる旨定款に定めております。